

# 平成27年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

樽町地域ケアプラザの担当地域は綱島地区・樽町地区・大曾根地区・師岡地区の4地区をエリアとし、4つの連合町内会と5つの民生委員児童委員協議会があり、全体の人口は79,268人で世帯は38,034世帯と横浜市内でも最大の人口エリアを担当しています。

(市内130か所のケアプラザ担当地域の平均人口約27,000人：平成26年3月現在)

【綱島地区】人口41,264人と大きな地区で、65歳以上の高齢者人口の割合は15.4%。綱島駅を中心に商業地、住宅地が広がっています。課題として、大規模なマンションも多く、人口も増加していく中で幅広い世代の顔の見える関係づくりにあると考えています。

【大曾根地区】人口10,884人、65歳以上の高齢者人口の割合は22.5%。地域には住宅が広がり、緑も多く自然に恵まれた環境になっています。課題として、高齢者率が高い地域となっており、日常的な単身高齢者支援や緊急時の要援護者支援が重要になっています。

【樽町地区】人口16,752人、65歳以上の高齢者人口の割合は11.7%。平坦な地区が多く緑に恵まれています。課題として、綱島同様、大規模マンションが多く、特に若い子育て世代の人口が急増しており、子ども、子育て支援の相談も増えています。また、転入者も多くみられるため、新たに住人となった方々の地域との繋がりが大切だと考えています。

【師岡地区】人口10,368人、65歳以上の高齢者人口の割合は19.1%。地域には丘陵が多く、近年環状2号線沿いに大型商業施設も建設されて、変化が大きい地区となっています。課題として、山坂が多く、またケアプラザまでは遠いため、ケアプラザだけではなく町内会館を拠点とした地域交流を積極的に進めていくことが大切だと考えております。また、師岡町の出生率は横浜市でも高率であることから、これまでの高齢者福祉とともに子育て世帯の支援も必要になります。そのため新・旧住民が融合した地域のコミュニティがますます重要です。

### 【その他の現状と課題】

共通の課題としては、少子・高齢化、核家族、単身世帯の増加など家族形態の変化など福祉に関わる課題が多様化、複雑化しています。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

施設も12年を過ぎ安全確保及び長寿命化の観点から日頃より不具合等を記録し、早期に発見、把握し、施設を適切に維持保全していくことが重要となります。

施設を安全かつ安心して利用していただくためには、日々の管理が重要と考えます。

そこで、施設・設備の保守・管理については横浜市建築局保全推進課が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理点検マニュアル」に基づき施設・設備の定期的な点検を実施し、横浜市への報告を行います。

さらに、施設管理の安全性を高めるためにも積極的に研修に参加し、保守管理に努めます。

なお、総合設備点検、空調設備、消防設備、電気設備、機械警備、害虫駆除、エレベーター及び自動ドア等の定期点検については専門の委託業者と契約し実施していきます。

また、法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い、日常の衛生管理についてもご利用される方が快適に使用できるよう、清掃・備品管理に努めていきます。

#### 〈予定実施内容〉

- (1) 維持保全業務の遂行にあたり、次の基本方針を踏まえて実施します。
  - ・ 施設を安全かつ衛生的に保ちます。
  - ・ 施設の機能及び性能等を保ちます。
  - ・ 合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
  - ・ 建物や設備機器等について点検を行い劣化・破損等の早期発見に努めます。
  - ・ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。
  
- (2) 日常の維持管理について
  - ・ 清掃(委託業者)
  - ・ 設備、防火、防犯点検(委託業者・職員)
  - ・ 建築物、設備自己点検(職員)
  
- (3) 定期の維持管理について
  - ・ 定期清掃(床・窓・照明・空調・害虫駆除：委託業者)
  - ・ エレベーター、自動ドア点検(委託業者)
  - ・ 消防設備点検(委託業者)
  - ・ 建物、設備総合点検(委託業者)
  - ・ 電気設備点検(委託業者)
  
- (4) その他  
横浜市の公共建築物の保全に関する研修へ参加し、適切な施設管理に努めます。

## イ 効率的な運営への取組について

常に職員には、経営感覚及びコスト意識の醸成等意識啓発を図りながら、効率的効果的な施設運営に取り組んでいるところです。資源の有効利用を意識し無駄をなくす努力を今年度も引続き各会議等を通じて職員に周知し、効率的で効果的な運営に取り組んでいきます。

### 1. 日常的な取組について

- ・職員及び利用者への節電・節水及び省エネ対策への取組みに対する啓発及び協力依頼を積極的に推進する。(使用状況をグラフ化)

### 2. 定期的な取組について

- ・職員会議等各会議等を通じて引続き「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等効率的効果的な事業運営の推進に努める。
- ・各種事業運営に関しては、常に各事業部門と密接に連携を図ると共に効率的効果的な事業運営に努める。

## ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運用要領」や介護サービスに関わる「苦情対応事務処理要領」等に基づき、苦情及び要望等について、適正迅速に対応しご利用者の信頼を高め、頼りになる施設づくりを今年度もさらに推進していきます。

具体的には：

- ・掲示物・ご意見箱やアンケート調査で、意見・苦情を聞きたい旨をアピールします。  
(ご意見箱は事務所から見えない場所に設置します)
- ・苦情に関しては、当法人では苦情解決調整委員会及びその第三者委員を設置し、各事業所の責任者等も定めた体制をとっています。
- ・ご意見・苦情は初期対応が大切となるため、統一した初期対応マニュアルで対応します。
- ・苦情受付担当者及び責任者が不在の場合、どの職員でも不在時の対応ができるように研修を行います。
- ・利用者等から寄せられた苦情等は苦情受付書に記録し、「内容→想定原因→対応経過→結果→再発防止」の順番で対応していきます。

## エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

事故・事件・又は火災・地震等により損傷等（緊急事態）発生した場合は、直ちに必要な措置を講じられるよう日頃から緊急時の体制及び対応に備えます。

### ・ 防犯

館内外の巡視点検の際に不審者や不審物の発見に注意をしながら見回るとともに、施錠の確認、照明器具の故障、放火などにつながるものがないか等の確認を行います。さらに地域の警察とも情報交換を行い防犯に努めます。また、来館される方には入口で必ず顔を見て挨拶を行います。顔を見て挨拶することにより防犯意識を高めます。

### ・ 防災

ご利用される方の安全のため、職員の誰もが自然災害（地震、風水害等）や火災などの発生時に対応できるように防災訓練を年2回実施します。その際に災害時に行うべき優先行動を把握し、行うべき行動に漏れがないように、実際の災害を想定した訓練します。

また、施設をご利用される方に対しては初回施設利用時及び1年に1回避難誘導路の説明をします。

#### （防災訓練内容）

- ・ いかなる場面でも人命最優先を徹底します。
- ・ 災害に応じて初期消火・避難誘導・通報・館内放送が行えるように訓練します。
- ・ 疑似体験用ができる体験訓練を実施します。
- ・ 消火器、避難口の確認を反復して行います。
- ・ 地域が行う防災訓練へ参加し、連携を深めます。

### ・ 急病時の対応

利用者の急病やケガ等に関して、看護職員のみならず、職員の誰もが応急手当てを心がけるなど速やかな対応ができるようにするとともに、医療機関への連絡などの確な対応を行います。

また、緊急時には救命救急講習における救急救命活動及びAEDを使用し、ご利用される方の人命を最優先とします。

### ・ 災害時の対応

災害時の対応につきましては港北区防災計画に基づき関係機関と協力して人命最優先で職員が対応に当たります。特に安全確認・被害状況などは迅速に行い港北区へ報告します。

「特別避難場所開設・運営マニュアル」・「指定管理者災害対応の手引き」に沿って、特別避難場所開設準備に入ります。さらに特別避難場所開設要請時は区役所、地域住民、関係団体等と協力し対応に当たります。

#### オ 事故防止への取組について

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力しているところですが、今年度もさらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

- ・ 日々の設備器具等の安全点検を行うとともに朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図る。
- ・ 事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し、全員の自己診断チェックを行い、事故防止に対する意識啓発を実施する。
- ・ ご利用される方の安全を第一に考え、施設内に事故につながる危険個所が潜んでいないか法令に定められた点検を行うことはもちろんのこと、日常点検として職員による巡視点検を行い、早期に発見、把握し必要に応じ対策を講じる。
- ・ 職員間で常に情報共有を行い情報収集に努める。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例や法人の定める規程等を遵守し、個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

- ・ 法人で定める個人情報保護に関する基本方針及び管理規程について、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、当法人内の個人情報の取扱いに関する体制及び基本ルールに則り、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ適正な情報管理を徹底する。
- ・ 年度初めに職員全員に対する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート」点検及び「個人情報保護に関する誓約書」の提出を行う。
- ・ 新任職員に対する個人情報保護に関する研修を随時実施する。
- ・ 職員会議等を活用して個人情報漏えい防止に関する意識啓発を随時実施する。

#### キ 情報公開への取組について

施設を安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを目的に、法人の「情報公開規程」に基づき、市に準じた情報公開をします。

- ・ 法人や各事業所の運営状況等については、機関誌や法人HPを通じて広く公開するとともに、施設内においても常時見られるよう、掲示・配架等いたします。また、開示請求等に対して適切に対応します。・ 法人「横浜共生会」のホームページや機関誌「共生会」を通じて事業計画及び事業報告や決算報告等広く情報を公開していきます。
- ・ 「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、各種事業等町内会を通じて幅広く地域の皆さまに情報を提供しています。
- ・ 施設内の情報ラウンジや掲示板を通じて事業計画・事業報告・予算決算書や各種規程等を公開し、施設の運営状況について利用者に情報を公開して透明性の確保に努めます。

## ク 環境等への配慮及び取組について

地球環境問題に積極的に取組む共に、節電・節水対策を重点とした省エネ対策等環境問題に積極的に取組みます。

- ・日々の業務として、節電・節水・省エネ等の意識啓発及び励行の徹底に努める。
- ・「ヨコハマ3R夢プラン」に基づき、定期的にゴミ分別及び減量化や資源リサイクル等に職員全員で取組む。
- ・自主事業として「園芸講座」を引続き開催し、緑化推進ボランティアを育成するとともに、施設周辺の環境整備（公園等）の推進及び啓発に取組みます。
- ・隣接する「しょうぶ公園」の清掃及び花壇の手入れや「緑のカーテン」事業等園芸ボランティアと協働して引続き緑化推進に取組みます。
- ・施設の廃棄物を抑制するとともに、市の分別ルートに沿って適切に分類し、資源化に取り組みます。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 管理者 1名（包括支援センター主任ケアマネジャー兼務）
- ・ 担当者 専任職員4名（常勤1名, 非常勤3名）  
兼務職員2名（包括支援センター社会福祉士1名, 主任ケアマネジャー1名）

#### 《目標》

- （1）要支援状態の軽減、要介護状態になるのを予防するためご本人やご家族を尊重しながらも機能状態を的確にアセスメントしケアプランを作成します。
- （2）介護予防支援ケアプランにそったサービスが適切に実施できるよう各サービス事業者・医療関係・福祉関係者等の連携を取っていきます。
- （3）個人情報取り扱いに厳重に注意し、郵送・FAXなどはダブルチェックを徹底していきます。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 実費負担なし

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 特になし

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
350	350	350	350	350	350
10月	11月	12月	1月	2月	3月
350	350	350	350	350	350

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 2 名体制

《目標》

- (1) 横浜共生会の基本理念である「人間としての尊厳、自由と人権とプライバシーの尊重」に努め、利用者・家族の立場に立った、適切できめ細かいサービスを提供します。
- (2) 計画的に研修に参加し能力向上に努めると共に、法令を遵守した公正・中立な居宅サービス計画を作成します。
- (3) 地域包括支援センターと連携し、医療→在宅療養への移行へのケアマネジメント及び多問題を抱える家族のケアマネジメントを積極的に行います。必要に応じて小規模多機能事業所等とも連携し、利用者が住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・同一法人内でケアマネジャー会議を隔月開催し、幅広い情報共有・意見交換に努めています。その中で倫理研修や事例検討会も実施し、能力向上に努めています。
- ・土日祝も1名は出勤する体制をとり、ご利用者からの相談に迅速に対応する他、就労や遠方に住む家族とも相談しやすい環境を維持しています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
70	70	70	70	70	70
10月	11月	12月	1月	2月	3月
70	70	70	70	70	70

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※入浴される方は別途約53円かかります。

（要介護1）	747円
（要介護2）	872円
（要介護3）	1,002円
（要介護4）	1,131円
（要介護5）	1,261円

- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

《事業実施日数》 週 7 日 （年末年始を除く 359 日実施）

《提供時間》 9：00 ～ 16：15

《職員体制》

管理者1名、生活相談員7名、看護職員6名、介護職員26名、送迎運転手12名、事務職員1名の53名の職員が在籍し、1日15名程の職員が出勤しております。

《目標》

今年度は「コミュニケーションと共有」をスローガンとし、情報の伝達や共有をスムーズに行うためのコミュニケーションを振り返り、見直すことで、質の高い情報の共有や伝達が行えるように努めます。

また、利用者や家族に対して丁寧な対応を心がけます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介助の基本事項や心構えを全職員に周知し、実践に移れるように指導します。

例年の内部研修に加え、外部研修や外部実習の機会を作り、職員の育成に力を入れます。

昨年度より生活相談員の登録が増えたため、計画作成やケアマネジャーとの連絡調整の質を向上させます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
900	900	900	900	900	900
10月	11月	12月	1月	2月	3月
900	900	840	840	840	840

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
  - （要支援1） 1,671円
  - （要支援2） 3,425円
- 食費負担 750円
- リハビリパンツ（1枚） 100円（使用分のみ）
- パット（1枚） 30円（使用分のみ）

《事業実施日数》 週 7 日 （年末年始を除く 359 日実施）

《提供時間》 9:00 ~ 16:15

《職員体制》

管理者 1 名、生活相談員 7 名、看護職員 6 名、介護職員 26 名、送迎運転手 12 名、事務職員 1 名の 53 名の職員が在籍し、1 日 15 名程の職員が出勤しております。

《目標》

今年度は「コミュニケーションと共有」をスローガンとし、情報の伝達や共有をスムーズに行うためのコミュニケーションを振り返り、見直すことで、質の高い情報の共有や伝達が行えるように努めます。

また、利用者や家族に対して丁寧な対応を心がけます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介助の基本事項や心構えを全職員に周知し、実践に移れるように指導します。

例年の内部研修に加え、外部研修や外部実習の機会を作り、職員の育成に力を入れます。

昨年度より生活相談員の登録が増えたため、計画作成やケアマネジャーとの連絡調整の質を向上させます。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

#### （１）相談・訪問事業

常勤職員４名体制で地域の身近な相談窓口として、よりキメ細かな対応を心掛け、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていきます。

#### （２）関係機関との連携

区役所をはじめ各関係機関と日頃からの業務連携を図りながら、当事者やご家族に負担や不安を抱えさせることなく、効率的且つ効果的な課題解決のため、相談窓口のワンストップサービスを目指します。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

これまで同様に、コーディネーター職と包括３職種職員は、常に連携を取りながら業務に就いており、ケアプラザの「４職種」として位置付けています。地域支援や介護予防等を中心とした業務について、常に連携しながら行っており、所内において定例会議等を行い、個別ケースと地域動向等を共有し、地域の課題と支援の方向性を確認し合いながら効率的効果的な事業運営へと繋げていきます。

#### 〈主な定例会議として〉

- ・４職種会議
- ・連絡調整会議 ほか

#### 〈主な事業として〉

- ・ひっとプラン港北推進支援
- ・民生委員との協働
- ・介護予防普及強化業務・介護予防推進事業  
（介護予防教室、元気づくりステーション支援ほか）
- ・認知症予防啓発  
（サポーター養成講座など）
- ・介護者支援  
（介護者交流会・高次脳機能障害ネットワーク）
- ・インフォーマルサービス支援  
（サロン立ち上げ支援など） ほか

### 3 職員体制・育成

#### （１）職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱」「地域包括支援センター運営事業実施要綱」及び「介護保険法」の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行っていません。

#### 〔職員体制〕

- ① 所長（管理者）：常勤１名
- ② 地域活動交流事業：コーディネーター（常勤）１名・サブコーディネーター（非常勤）４名
- ③ 地域包括支援センター：  
常勤者５名：社会福祉士（２）・看護師（１）・主任ケアマネジャー（１）・介護支援専門員（１）  
非常勤５名：社会福祉士（１）・看護師（１）・ケアマネジャー（３）
- ④ 居宅介護支援事業：常勤者２名（介護支援専門員）
- ⑤ 通所介護支援事業：常勤者６名（生活相談員・看護師）・非常勤５１名（看護師・介助員他）
- ⑥ 事務員（庶務・経理）：常勤者１名・非常勤者２名

(2) 人材の育成（職員研修）について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知識、技術、技能等スキルアップを目指します。

〔研修計画概要〕

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・部門間合同研修・業務研修・人権研修他）
- ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

4 地域福祉のネットワーク構築

今年度も地域の関係機関との協働を第一として考え、各職員が連携を図りながらネットワーク構築に取り組みます。

- (1) 地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民生委員児童委員協議会・地区社協・老人会等）との連携をさらに深めるため、各種の会合やイベント等へ積極的に参加し情報交換や情報提供等を行います。
- (2) 関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や双方向の遣り取りをしながら、連携強化に努めます。
- (3) 各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。今年度も地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、地域福祉のネットワーク構築を目指し、地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともに進めます。

5 区行政との協働

(1) 地域福祉保健計画推進について

これまで各職員が区役所や区社協の各地区担当職員と連携をとりながら各種活動や会議等の支援を行ってきました。第2期最終年を迎え、それぞれの地区でも計画の具現化が進められています。第3期計画の策定作業も効率良く進められるよう、地域ケアプラザの特性を活かし、区行政と足並みを揃えながら、率先して4地区の推進支援に努めます。

(2) 区政運営方針との連携について

今年度も区政運営方針を視野に入れながら、区行政の担当職員とともに各職員がこれまで関わってきた「ひっとプラン港北推進事業」をはじめとする、高齢者、障害児者、子育て支援を柱に、地域で支え合いながら、安心して暮らせる町を目指した事業実施に努めます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

今年度も、地域包括支援センター3職種と共に、日常業務と位置付けている、民生委員児童委員協議会定例会やひっとプラン港北推進委員会へ積極的に参加します。そして地域のインフォーマル活動にも積極的に訪問し、住民と顔を合わせながら、情報収集や情報提供に努めます。施設内においても、地域住民の視点を持ち、地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

また引き続き、施設のブログや、地域独自のホームページ等の様々な媒体も活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく発信が出来るよう努めます。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

昨年度リニューアルした「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてのPRの場を設けます。掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供してもらうよう働きかけながら支援します。

また、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）や区内の他地域ケアプラザとも情報交換を密にとりながら連携し、各利用団体に対して活動の場を提供します。

さらに、今年度は秋に「たるまち福祉まつり（仮称）」、3月には「たるまち芸術祭」も企画し、日頃の活動が、広く地域住民に理解を深めてもらう一助になればと考えます。一方、団体側にも福祉保健団体として、それぞれの意識高揚も狙います。

### 3 自主企画事業

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に区・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

定例事業については、利用者のご意見ご要望に耳を傾け、現状にとらわれず、さらに内容の発展充実をさせ、地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めます。

障害児者支援に関しては、引き続き区内ケアプラザをはじめ、区社協、区、地域活動ホーム及び、港北区地域自立支援協議会の協力の下、「こうほくなつとも（区域）」「こうほくからふる（区内北部5館共催）」「まめたる（大豆戸地域ケアプラザ共催）」「たるとも（樽地区社協主催）」と年齢やエリア等を区切りながら、より多くの方々に事業参加の機会を提供していきます。これらの事業を通じて、地域住民の障害への理解や、当事者やご家族が、共に地域の一員としての繋がりをもっていただく機会としての橋渡しができる仕組みを構築します。

また、「たるまち福祉まつり（仮称）」を4地区（綱島・樽町・大曾根・師岡）の皆様と一緒に企画しながら、地域福祉の啓発や地区活動の紹介等を行い、地域の方々が地元の様々な活動の理解や活動への参加を後押しするきっかけの場に位置付けられればと考えます。

#### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア登録者や団体については、引き続き活動支援等を行い、皆様が生き甲斐や遣り甲斐の感じられる活動の場の提供やコーディネートを中心とします。さらに定例事業を通じて、参加される方々から、さらなる担い手を発掘・育成します。

また、次世代育成にも重点を置き、エリア内の小中学校等に対して、地域の子どもたちや学生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらいます。

そして、各種事業の運営に関しては、これまでと同様に、地域で活動している既存の体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民生委員児童委員協議会や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動として位置づけ、多くの方がボランティア活動を自然な形で、気負いなくライフサイクルの一部に位置付けられるような参加の仕組みと環境を整えます。

今後も地域包括支援センター職員と共に、既存のボランティア団体の活動支援を行い、さらに、ひっとプラン港北や民生委員児童委員協議会等の定例会議の場等を通じて得た地域の課題を把握しながら、介護予防支援も含めた交流のできる場の立ち上げ等のサポートも、引き続き行います。

# 地域包括支援センター

## 1 総合相談・支援

総合相談
地域の身近な相談窓口として、地域住民の生活を支援するための幅広い相談に応じ、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題に取り組みます。また引き続き、各種自主事業や民生委員児童委員協議会定例会等への訪問時に、相談窓口であることの周知をしながら、気軽に相談できる窓口を目指します。

地域包括支援ネットワークの構築
相談・訪問事業については、ケアプラザが身近な相談窓口として、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談（介護保険等の制度では解決できない問題も含む）に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていきます。また、区役所をはじめ各関係機関と日頃からの業務連携を図りながら、クライアントに負担や不安を抱えさせることなく、効率的且つ効果的に課題を解決するための相談窓口として引き続きワンストップサービスに努めていきます。

実態把握
5地区（綱島東・綱島西・樽町・大曽根・師岡）の民生委員児童委員協議会定例会への訪問や、毎月区役所・区社協とともに所内で開催する、「ケアプラザ定例カンファレンス」などの場を活かし、定期的な情報交換を実施し、地域における高齢者の実態の大勢を把握します。 得た情報は、所内の職員間で共有できるよう、データ管理しながら、分類などで区分けして、その方々の状況及び、地域の傾向なども把握できる仕組みを確立させます。

## 2 権利擁護

権利擁護
まずは、成年後見制度や日常生活自立支援事業等が、より身近な制度として活用できることを、引き続き地域住民へ広報します。さらに、区役所と協働して、高齢者虐待防止のための地域での見守り体制の構築に取り組み、区役所主催の「成年後見サポートネット」等にも参加しながら、他専門職と顔の見える関係を構築していきます。 また、消費者保護に関しては、悪徳商法の予防等について、地域との会合の場で最近の被害情報を共有し、必要に応じて消費生活総合センターなどの専門機関へつなげるようにします。

高齢者虐待
(1) 虐待の疑いのある相談事例に対しては、把握の段階から区と詳細な情報共有を実施します。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役割分担に基づき適切適時な対応を行います。 (2) 養護者支援の一環として区の協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を12回（毎月）開催し、地域の家族会や各事業所等とも連携をとりながら養護者支援の充実を図ります。 また、引き続き、地域包括支援センターが養護者支援の窓口であることの周知を目的に、開催案内のプリントにその旨を明記し、地域の会合や各種団体等への訪問時に積極的なアピールを行いながら、日頃より関わりのあるケースの方へ、ピンポイントに確実に情報を届けられるような仕組みを作ります。

## 認知症

認知症を患っても本人、家族が安心した生活を送るためには地域住民に疾病に対する正しい理解を持っていただくことが大切です。地域の関係団体の活動の場等に訪問し、現行の見守り体制や区域での仕組み等を説明し、地域住民や学校、企業に向けた「認知症サポーター養成講座」を通じた普及啓発活動の取組みを行います。また、地域のキャラバン・メイトがより主体性を持って活動に参加できるよう協力体制を強化していきます。

その他、「港北区認知症連絡会」や区役所・警察・包括主任ケアマネジャーの間で徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の普及、啓発を引き続き行い、システムの効果的な活用を目指します。

- ・認知症キャラバン・メイト懇談会（2回予定）
- ・認知症サポーター養成講座随時開催予定

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

- （1）介護予防の各種講座においてチェックリストを実施し把握します。
- （2）相談対応時介護保険申請に至らなかった方に地域の介護予防講座等の情報提供をしていきます。

### 介護予防ケアマネジメント力

地域包括支援センター職員3職種（看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）と地域活動交流コーディネーターが、地域の方と連携をとり、地域活動へ参加し介護予防普及啓発を行う。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・5地区民生委員児童委員協議会の継続的参加
- ・（師岡）地区社協理事会議継続的参加
- ・（大曾根、師岡、綱島、樽町）ひっとプラン推進委員会の継続参加
- ・インフォーマルサービス、訪問看護情報誌の更新
- ・ケアプラザ広報誌にて地域住民に介護保険サービスについて周知
- ・民生委員児童委員や一般住民を対象に介護保険サービスについて周知
- ・樽町地区、師岡地区、綱島西地区の民生児童委員とケアマネジャーとの懇談会

### 医療・介護の連携推進支援

- ケアマネジャーを対象に研修会を開催。
- ・訪問看護ステーションとケアマネジャーとの懇談会
  - ・事例検討会（3回）
  - ・「生活保護制度・生活困窮者自立支援法について学ぶ」
  - ・「在宅での看取りについて」
  - ・「制度改正・日常生活支援総合事業について」
  - ・「介護保険外サービスについて学ぶ」
  - ・「ケアマネジャーと訪問看護ステーションとの連携について」
  - ・「対人援助技術（内容未定）」

- ・「事例検討研修（内容未定）」
- ・「災害時の対応について」

#### ケアマネジャー支援

- ・ケアマネジャースキルアップを目的にカンファレンスを随時開催
- ・支援困難ケースについて随時相談に応じ、担当者会議の出席や同行訪問を随時実施
- ・制度上への質問については、随時根拠資料、市からの回答を添えて情報提供
- ・ケアマネジャーの繋がり、スキルアップを目的に事例検討会（3回）を実施
- ・樽町地域ケアプラザエリアのケアマネジャー同志のネットワーク構築支援のため随時、打ち合わせ会議を実施

#### 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケアマネジャーによる高齢者支援ネットワークを利用して合同カンファレンスを実施し、顔の見える関係作りを構築（カンファ3回予定）
- ・訪問看護ステーションとケアマネジャーとの顔の見える関係作りを構築（懇談会を予定）
- ・地域連携医療協会（ACMC）と連携してケアマネジャーとの連携を目的とした勉強会開催の支援

## 介護予防事業

#### 介護予防事業

- ・一次予防対象者：実施していない地域へ介護予防講座の実施予定。
- ・地域活動へ参加し介護予防普及啓発活動を実施する。
- ・2次予防対象者へ身近な地域の介護予防講座の案内をしていく。
- ・ケアプラザで介護予防講座のレクチャーと実技を実施予定（例：脳トレアート・五感で認知症予防・音楽で認知症予防等）

## その他

特になし

# 平成27年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：樽町地域ケアプラザ

平成27年4月1日～平成28年3月31日  
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	18,774	29,186	149					
	介護保険収入				11,460	11,540	101,700	10,400	12,000
	その他								
	認定調査					200			
	利用者負担金収入								
	利用者食事代							9,700	
	その他の収入							3,200	
	<b>収入合計(A)</b>	<b>18,774</b>	<b>29,186</b>	<b>149</b>	<b>11,460</b>	<b>11,740</b>	<b>137,000</b>		
支出	人件費	10,000	26,883		10,750	10,700		94,382	
	事務費	2,413	96		1,100	920		15,731	
	事業費	252	51	149	750	90		19,411	
	管理費	4,794	1,274		50	30		3,292	
	その他								
	施設使用料相当額							3,990	
	協力医謝金		756						
	修繕費	474	126						
	運営協議会費	41							
消費税	800								
	<b>支出合計(B)</b>	<b>18,774</b>	<b>29,186</b>	<b>149</b>	<b>12,650</b>	<b>11,740</b>	<b>136,806</b>		
	<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-1,190</b>	<b>0</b>	<b>194</b>		

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。